

平生町告示第47号

平成21年第7回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年11月26日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年11月30日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(2) 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成21年 第7回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成21年11月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成21年11月30日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(1日)
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
教育長 高木 哲夫君 総務課長 吉賀 康宏君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第7回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております委員会研修報告、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年9月分、10月分及び11月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりで

あります。

次に、去る11月11日に開催されました第53回町村議会議長全国大会におきまして、平岡正一議員が在職30年以上の功績に対しまして、全国町村議会議長会創立60周年記念特別表彰を受賞されたので御報告いたします。誠に御同慶の至りに存じます。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

議長（福田 洋明君） 日程第4、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から日程第6、議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

早いもので季節は秋から冬へ移ろう季節となりました。例年でありましたら、この時期には秋のイベントを一通り終え、年末への準備に入るところでございますが、夏には一たん終息に向かうと思われた新型インフルエンザがこの秋から全国的に猛威をふるい、本町におきましても小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖を初め、町内駅伝など諸行事の中止を余儀なくされたところでございます。医学の進歩した現在においても、自然界の前には、いまだ人間は非力であると改めて感じております。

そのさなか平成21年第7回平生町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案申し上げます議案は、国の人事院勧告に基づきます職員等の給与改定等に係る条例3件でございます。

それでは、この時期に臨時会の開催をお願いしなけりなかつた経緯を踏まえて、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、去る8月11日付で行われました人事院勧告を受け条例改正するものであります。

今回の勧告は、月例給、ボーナスともに引き下げられるもので、平成15年の勧告に次ぐ大幅な引き下げとなったものであります。

本町関係条例の改正も勧告に準じた改正となっているものでありますが、具体的内容としたしましては、月例給につきましては民間給与との格差を解消するため、若年層を除き平均0.2パーセント程度の引き下げを行うもので、平成18年4月に行われました給与構造改革の経過措置額についても同様の引き下げを行うものであります。

期末勤勉手当につきましても民間の支給割合に見合うように、6月期に凍結していた0.2カ月分を含め、0.35カ月分の引き下げを行うものであります。また、4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき民間との実質的な均衡が図られるように12月の期末手当において調整を行うものであります。なお、期末手当の支給基準日が12月1日となっております関係上、今月中にこれらの改正を行う必要がございますので、この時期に臨時会の開催をお願いいたします。

また、長い時間外勤務を極力抑制をし、職員に休息の機会を与えるとの観点から、月60時間を超える時間外手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて代替休を指定することができる制度を創設するものであります。

議案第2号につきましては、議会議員の期末手当に関する改正を、議案第3号につきましては町長、副町長、教育長の期末手当に関する改正を、それぞれ一般職に準じて行うものであります。

以上をもちまして、本日提案申し上げました議案の説明を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げますので、よろしく御審議をいただき御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありますか。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、議案第1号について質問をいたします。まず、2点ほど質問をしますが、まず第1に、組合との交渉があったはずですが、この点はどうだったんかと。もう一点は、平生町のように公務員労働者が多い市町村、これには地域経済に与える影響が相当あると考えられますが、この辺のところはどのように考えられているんか、この2点をお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。まず最初の組合との交渉でございますが、先般、組合とも交渉いたしまして合意に至っておる段階でございます。これに基づいて対応していくと

ということで、この12月の対応をさせていただきたいというふうに考えております。それから地域経済への影響でございますが、確かに給与等の動向が、地域経済にいろんな意味で影響を及ぼすというのは、事実としてあろうかと思いますが、少なくとも、このお互いに合意、妥結に至った今回のこの人勤については、我々の一定の理解のもとに今回実施をさせていただきますし、経済的な影響も最小限に、影響は食い止められるのではないかとというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 条例のほうなんですけど、60時間を超える勤務をした実例が、ここで、うちの平生町であるのかどうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。今の御質問でございますが、特殊な事業等で60時間を超えたことは、今までにもあるというふうに認識しております。また、このたび、こうした対応ということでございますので、極力ですね、時間外といいますが、そういったことの今後削減をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 条例をつくられるのは結構なんですけど、それにあわせてつくられるのは結構なんですけど、ややもすると時間外隠しが起こる可能性があるんですね。これは上げらさんと、こういうことじゃからこうなるから、もうとにかく、それは隠せということのないような方策をきちっと町長は打ってください。これはどこも起こることですから。これは要望で結構です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。分割して採決を行います。まず、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。

よって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。

よって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第7回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時14分閉会
